

「高齢者虐待対応と市町村、地域包括支援センターの役割」

～市町村、地域包括支援センターが、高齢者虐待に関して、地域においてどのような支援のネットワークを構築するか、いざ虐待が起きた時にどのように対応するか、権限の行使についてはどうなのか等（「エール」や「チーム」の活動の紹介を含む）～

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務等）

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（相談、指導及び助言）

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、当該市町村と連携協力する者とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、通報又は届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に措置を講じ、又は、適切に審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法に規定する老人介護支援センター、介護保険法項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、相談、指導及び助言、通報又は届出の受理、高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 通報又は届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が通報又は届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるも

のを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、通報又は届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

地域包括支援センター

地域包括支援センター運営の基本方針

1 地域包括支援センター設置の目的

- (1) 高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要となる。
- (2) このため、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターを設置する。

2 地域包括支援センターの基本機能

- (1) 地域包括支援センターは次の基本機能を担うものとする。
 - ① 介護予防事業及び改正後の介護保険法に基づく新たな予防給付（以下「新予防給付」という。）に関する介護予防ケアマネジメント業務
 - ② 多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務
 - ③ 高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

3 運営に当たっての留意事項

(1) チームアプローチによる運営

地域包括支援センターの業務は、上記①については保健師等、②については社会福祉士等、③については主任ケアマネジャー等が主として担当することになるが、いずれの業務についても、主たる担当職種のみで行うのではなく、各職種が地土或包括支援センターの業務全体を十分に理解し、相互に連携・協働しながら、チームとして実施できるよう、情報の共有や業務の実施体制に特に配慮するものとする。

総合相談支援及び権利擁護業務の内容と流れ

1 基本的な視点

- (1) 総合相談・支援及び権利擁護の業務（以下「総合相談支援等業務」という。）は、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことが

できるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである。

- (2) 本業務は、社会福祉士が中心となって実施することとなるが、地域包括支援センターの他の職種をはじめ、地域の関係機関等との連携にも留意しなければならない。

2 業務内容

(1) 地域におけるネットワーク構築業務

- ① 効率的・効果的に実態把握業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。そのため、サービス提供機関や専門相談機関等のマップの作成等により活用可能な機関、団体等の把握などを行う。地域に必要な社会資源がない場合は、その開発に取り組む。
- ② 地域の様々なニーズに応じ、これらのネットワークを有効活用していくこととなるが、特に、高齢者の虐待防止については、「高齢者虐待防止ネットワーク」を早急に構築することが必要である。

(2) 実態把握業務

- ① 総合相談支援業務を適切に行う前提として、(1)のネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行う。

(3) 総合相談業務

総合相談業務として、次の業務を行う。

- ① 初期段階での相談対応
 - ア 本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的又は緊急の対応が必要かどうかを判断する。
 - イ 適切な情報提供を行えば相談者自身により解決が可能と判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。
- ② 継続的・専門的な相談支援
 - ア 初期段階の相談対応で、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、当事者への訪問、当事者に関わる様々な関係者からのより詳細な情報収集を行い、当事者に関する課題を明確にし、個別の支援計画を策定する。
 - イ 支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、当事者や当該関係機関から、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。

(4) 権利擁護業務

実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場

合には、次のような諸制度を活用する。

① 成年後見制度の活用

高齢者の判断能力の状況等を把握し、成年後見制度の利用が必要なケースであれば、以下の業務を行う。

ア 高齢者に親族がいる場合には、当該親族に成年後見制度を説明し、親族からの申立てが行われるよう支援する。

イ 申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、市町村申立てにつなげる。

② 成年後見制度の円滑な利用

ア 市町村や地方法務局と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取組を行う。

イ 鑑定又は診断書の作成手続きに速やかに取り組めるよう、地域の医療機関との連携を確保する。

ウ 高齢者にとって適切な成年後見人を選任できるよう、地域で成年後見人となるべき者を推薦する団体等を、高齢者又はその親族に対して紹介する。なお、地域包括支援センターの業務として、担当職員自身が成年後見人となることは想定していない。

③ 老人福祉施設等への措置

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求める。また、措置入所後も当該高齢者の状況を把握し、できる限り速やかに、成年後見制度の利用など必要なサービス等の利用を支援する。

④ 虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認し、事例に即した適切な対応をとる。

⑤ 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、他の職種と連携し、地域包括支援センター全体で対応を検討する。

⑥ 消費者被害の防止

訪問販売によるリフォーム業者などによる消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター（又は市町村の消費者行政担当部局）と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に情報提供を行う。

地域包括支援センター3職種の責務（地域包括支援センター業務マニュアル）

1 保健師 『介護予防ケアマネジメント』

- (1) 予防ケアマネジメントの実施

2 主任ケアマネジャー 『包括的・継続的ケアマネジメント支援』

- (1) ケアマネジャーの相談窓口設置
 - ① ケアプラン作成技術指導の相談・助言
 - ② 支援困難事例等への指導・助言
- (2) ケアマネジメントのネットワークづくり
 - ① ケアマネジャーのネットワーク化実践及び指導・助言
 - ② 医療との連携実践
 - ③ 専門職との連携実践
 - ④ サービス事業所との連携実践
 - ⑤ ボランティア等との連携実践
 - ⑥ その他関係機関との連携実践
 - ⑦ 総合的な連携実践

3 社会福祉士 『総合相談・支援』『権利擁護』

- (1) 地域の総合的な福祉相談窓口設置
- (2) 地域生活支援のための関係者ネットワーク化実践
- (3) ネットワークを通じた高齢者の心身状況や家庭環境等の実態把握
- (4) 高齢者虐待・権利侵害への対応
 - ① 成年後見制度の活用
 - ア 利用アドバイス
 - イ 市町村長申立
 - ウ 成年後見推薦団体との調整・紹介
 - ② 老人福祉施設等への措置
 - ③ 虐待への対応
 - ④ 対応拒否者等への対応
 - ⑤ 立ち入り調査
 - ⑥ 加害養護者への対応
 - ⑦ 消費者被害への対応

やむを得ない事由による措置

「やむを得ない事由による措置」

介護保険により介護サービスの提供の仕組みが措置から契約に変更となりました。しかし、高齢者虐待への対応など、適切な公的サービスが提供される必要がある場合があります。老人福祉法に規定されている「やむを得ない事由による措置」は、そういった状況に対応するために設けられました。

サービス利用契約を結ぶ能力のない認知症の方の権利擁護を図るためには、区市町村がその方の状況を適切に見極め、措置を適用していくことが求められます。

やむを得ない事由による措置とは、虐待等の理由により契約によって必要な介護サービスの提供を受けることが著しく困難な65歳以上の高齢者について、区市町村長が職権をもって介護サービスの利用に結びつけるものをいいます。(老人福祉法第10条の4、第11条)。

「やむを得ない事由」

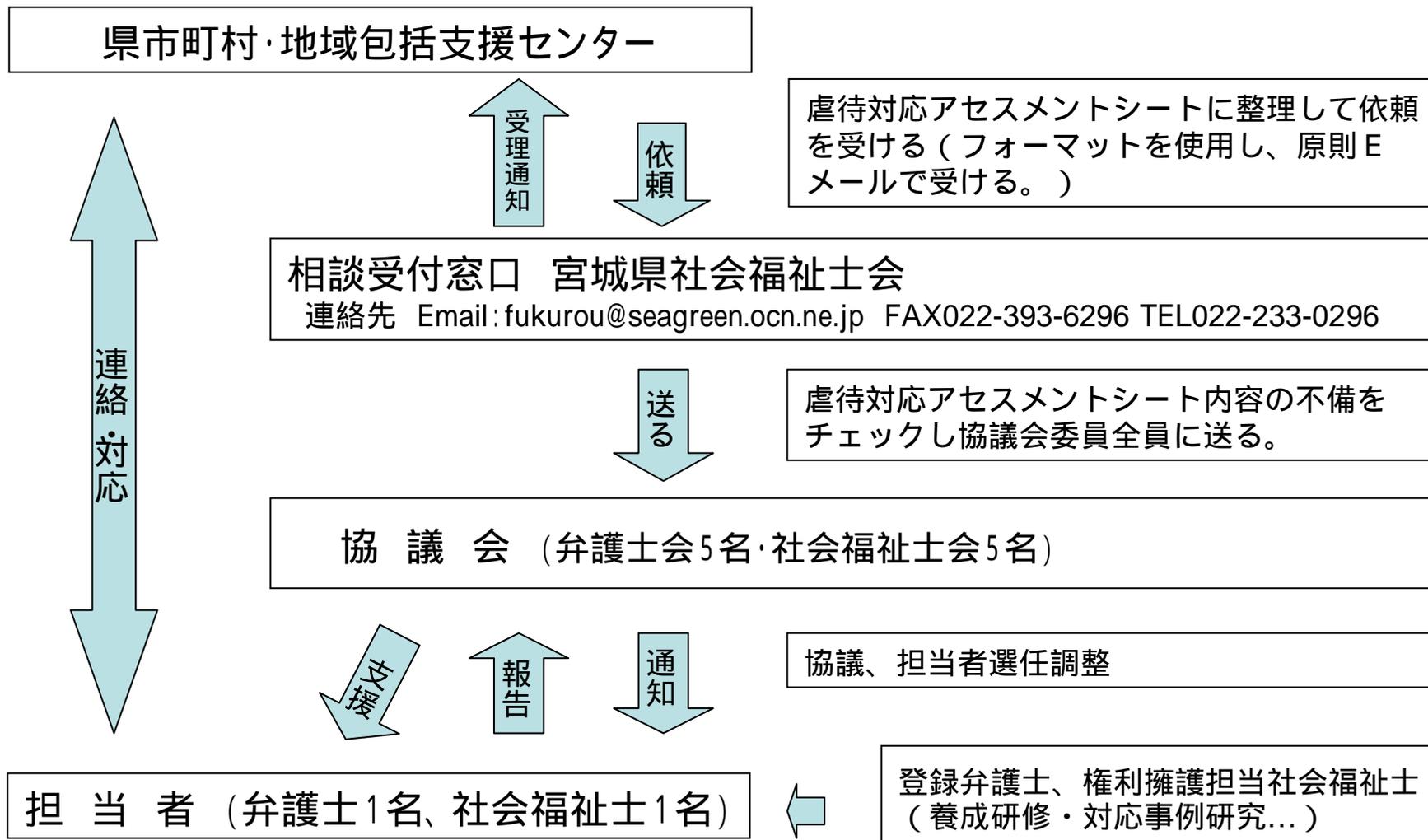
- 1 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合、
- 2 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合
- 3 その他市町村長が必要と認める場合

やむを得ない事由による措置については、緊急の対応が必要となる場合が想定されることから、施設において措置を受け入れることにより、定員を超過する場合には、介護報酬において減算の適用除外を受けることが可能です。

なお、この規定は一時的なものであり、できるだけ速やかに超過の状態を解消するほか、措置後は成年後見制度の活用や家族支援等の必要な働きかけを続け、契約への切り替えを進めていく必要があります。

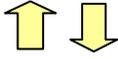
高齢者虐待対応連絡協議会

仙台弁護士会・宮城県社会福祉士会 高齢者虐待対応専門職チーム 対応の流れ



地域福祉権利擁護に関する役割の図

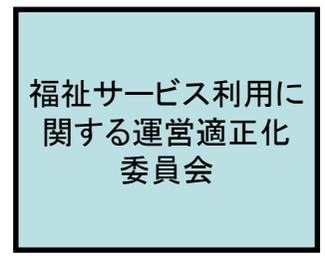
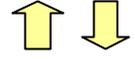
地域住民



高齢者、障がい児者
その家族・施設職員



福祉サービス利用者



地域住民の福祉、高齢者虐待対応・予防に関すること

①総合福祉相談

**②権利擁護・高齢者虐待
対応(養護者支援)**

権利侵害に関すること

- ①相談、解決
- ②福祉オンブズマン
- ③ネットワーク

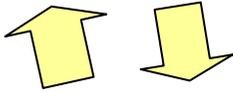
**④権利侵害予防
(コンプライアンスルール作成支援)**



福祉施設・介護事業所等

福祉サービスの苦情等に関すること

- ①苦情相談
- ②調査、調整



**高齢者虐待対応連絡協議会
(高齢者虐待対応専門職チーム)**
仙台弁護士会・宮城県社会福祉士会

- ①地域包括支援センター支援
- ②職員のスキルアップ支援
- ③相談・アドバイス
- ④地域ケア会議出席
- ⑤同行訪問

公的制度
活用支援

福祉事務所
(県・市町村)

日常生活支援・金銭管理

まもりーぶ

(県・市社会福祉協議会)

成年後見支援

ふくろうくん

(仙台弁護士会)

ぱあとなあ

(宮城県社会福祉士会)

市成年後見総合センター

(仙台市社会福祉協議会)

リーガルサポート

(宮城県司法書士会)

高齢者虐待対応アセスメントシート

年 月 日	平成 年 月 日		
被 害 者		歳	男 ・ 女
加 害 者	関係：		
場 所			
虐 待 の 種 類	身体的 ・ 放棄 ・ 心理的 ・ 性的 ・ 経済的 ・ 消費		
虐待の具体的状況			
虐待の原因			
本人の意向			
今後の危険性・緊急性			
対応の方針・目標			
在宅高齢者虐待対応 専門職チームに依頼 したい内容と理由			
担 当 者	所属	職名	氏名
連 絡 先	電話	FAX	
	Eメール		

※ このシートに事案を整理して記入した上でFAXし、こちらからの連絡を待ってください。

※ 緊急性の高い場合は直接電話下さい。その他は遅くとも翌日には連絡します。(土日祝日を除く)

受付窓口：宮城県社会福祉士会

平日10時～15時 FAX022-393-6296 (緊急TEL022-233-0296)

高齢者虐待対応アセスメントシート 記入要領

『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』を読み、理解した上で整理記入すること。

また、私たちは“被害者の保護と生活支援”を最優先するのが責務です。“正義の味方”になって、加害者を懲らしめることが役割ではありません。

① 年月日

本シートを作成した年月日を書く。

② 被害者

虐待被害者の氏名、年齢、性別を書く。

③ 加害者

虐待の加害者すべての名と関係を書く。

④ 場所

自宅、施設、通所先等、虐待が行われている場所を書く。

⑤ 虐待の種類

該当する虐待の種類すべてに○をつける。

⑥ 虐待の具体的状況

確認した虐待の具体的状況を書くこと。いつからのことか、程度、頻度、本人に与えている状況等を書く。

⑦ 虐待の原因

介護疲れ、相性、障害、無知、恨み等の理由を書く。経済的、消費被害は記載不要。

⑧ 本人の意向

被害者が助けを求めているか、困っているか、悩んでいるか等を書く。認知症等により、意向が確認できなければその状況を書く。

⑨ 今後の危険性・緊急性

予測される危険性、被害拡大の恐れ、緊急性と、その判断した理由を書く。

⑩ 対応の方針・目標

危険性や被害拡大の可能性に対して、どのように解決しようとしているのか、その具体的な対応方法、時期を書く。

また、介入後に被害者がどうなってほしいのか、目標（期待される効果）を書く。

⑪ 在宅高齢者虐待対応専門職チームに依頼する理由

対応の適正性の確認、介入の方法のアドバイス、保護の後の対処法、会議への出席、同行訪問等、対応チームに依頼したい内容とその理由を書く。

⑫ 担当者

本シートを作成した人の所属、職名、氏名を書く。

⑬ 連絡先

確実に連絡がとれる連絡先を書く。

《緊急性の判断》

緊急性があると判断した場合は、直ちに保護を行う必要があります。

生命の危険性、医療の必要性、加害者との分離の必要性、虐待の程度と高齢者の健康状態、介護者の心身の状態等から総合的に判断します。

① 本人が保護救済を強く求めている。

② 生命に危険な状態。（重度の火傷や外傷・褥そう、栄養失調、衰弱、脱水症状、肺炎等）→ 医師に判断を依頼することが有効

③ 生命に危険な行為が行われている。（頭部打撃、顔面打撃、首締め・揺さぶり、戸外放置、溺れさせる等）

④ 確認できないが、上記に該当する可能性が高い。

高齢者虐待対応アセスメントシート

年 月 日	平成 ○○年 7月 1日		
被 害 者	T・W	83歳	女
加 害 者	M (息子) Y (嫁)	場所：自宅	
虐 待 の 種 類	○身体的 ・ ○放棄 ・ 心理的 ・ 性的 ・ 経済的 ・ 消費		
虐待の具体的状況	<p>アルツハイマー型認知症、うつ状態、腰椎圧迫骨折、要介護 3、デイサービス(DS)週 3 回利用。4/1、ケアマネより「3/23DSからの連絡で、足の甲や右脇、右大腿外側に痣があり、嫁にけられたと訴えている。」と相談あり。嫁と会う日を設定しようとしたが、嫁が県外の息子の所に長期に渡り行ってしまった。5月下旬嫁が帰宅しケアマネと会う。以前より明るい表情だった。</p> <p>7/14 ケアマネより「7/8DS 足が痛いと言うから休ませる。と嫁から連絡あり。7/10DS 迎えに行くと、連絡するまで休みにして！と言った筈。と怒った表情だった。」と連絡があったので7/14 訪問したが会わせてもらえなかったが、本人の様子を聞くと「痛みは良くなっているから大丈夫。DSは今週中には行ける様になると思う」と嫁が言っていた。7/17 自宅にケアマネが電話し「今日、町の職員と同行訪問したい」と伝えると用事ありと断られる。7/18 アポなしでケアマネが訪問するが拒否される。本人の様子は「足は良くなり歩かせたら少し歩けた。来週(7/27)は行けるかな？」と。</p> <p>7/27DS行かず。ケアマネが7/28 訪問意向伝えると「葬式がある」と断られる。</p> <p>7/30 ケアマネが訪問し本人確認。両足首に5cm大の黄色い皮下出血の跡あり。痛みについて聞くが返事なし。背中臀部確認できなかったが、他の部分では痣や傷なし、幾分やせた印象。顔のつやは良い。発熱なし。以前より口数少なく目がとろんとした感じ。嫁は「水分は飲めている」「食事介助しているが二日位前より舌で押し返し食べないこともある」と。簡易ベッドで自分で寝返りするが、座位保持不可。衣類の汚染や尿臭なし。受診勧めるが「市立病院に連れて行こうと思う。けれど夫が体調悪いので来週行きたい」(仕事には行っている)。介護負担軽減のため介護タクシーやベッドレンタル・DS利用を提案するが「夫に言っておくから」ということだった。</p>		
虐待の原因	嫁は夫から日常に暴言を言われ、また、嫁と本人の関係は悪い。息子は自分で何でも決めないと気が済まず、他の人の意見を聞かない。すぐに訴えると言う。行政・病院ともトラブルあり。本人は常に嫁の悪口をDSで話し、介護してもらっても難癖つける。介護負担あり、これまでの人間関係が非常に悪い。経済面余裕なし。		
本人の意向	不明		
今後の危険性・緊急性	低栄養状態で歩けないのは衰弱の可能性もある。脱水の危険性も。		
対応の方針・目標	7/31 ケアマネが直接息子に電話をして受診勧奨する。受診予定を確認し 8/3 受診していないならば、包括と同行訪問する。		
在宅高齢者虐待対応専門職チームに依頼したい内容と理由	CMから情報をもらいながら、課内で何度も話し合いましたが、「家族が連れて行く」と言っているから、それ以上町が言えないと言う課内の意見もあり、これまで訪問はしていません。このタイプの家族にどう対応すればいいのでしょうか？ご教授お願いいたします。		
担当者	所属 ●○地域包括支援センター 職名 社会福祉士 氏名 ●○		
連絡先	電話 123-456-789	FAX 123-456-7890	
	Eメール		

※ このシートに事案を整理して記入した上でFAXし、こちらからの連絡を待ってください。

※ 緊急性の高い場合は直接電話下さい。その他は遅くとも翌日には連絡します。(土日祝日を除く)

受付窓口：宮城県社会福祉士会

平日10時～15時 FAX 022-393-6296 (緊急TEL 022-233-0296)

～「虐待と障がい」～

社会福祉士からの相談

Iさん 60歳 女性, 夫, 娘, 姑の4人暮らし

本人は統合失調症にて通院中。軽い知的障害もある。H18年より町の精神障害小規模作業所利用。4年前に姑と同居する。H19.3月, 指導員に「杖で叩かれた」と訴えあり。町及び包括で訪問等対応してきた。しかし, 一週間前より毎日何度も手や杖, 鍋などで叩かれ, 引っかかれ, 痣や擦過傷が出来ている。3日前はご飯を抜かれ一食のみ。最近冷蔵庫が開けられないようにテープが張られている。「お前なんか食べることはない」等罵声をあびせられている。夫も本人に対し「出て行け」等と言い, イライラすると灰皿やリモコンなど投げつけたり, 足蹴りなどする。夫からの暴力は20年位前(本人発病時期)よりしばしばみられていた。本人の障害者年金は娘が管理し, 家族の生活費になっている。娘が止めに入ると余計に逆上し「お前もやれ」と娘に言う。その後本人に対する対応が悪化している。娘は軽い知的障害があるが, 仕事につくことはできている。

姑や夫は本人の動作が緩慢であることにイライラしてしまう。動作緩慢なのは知的障害も関連しているが, 精神疾患の理解が不十分である。

姑が本人に対し, 「嫁はこのようなことをされて当然だ」という嫁に対する価値観を持ち強要している。夫は虐待を目撃しても無関心である。

また, 元々独居で人と交流することが好きだった姑が, 本人家族と同居することになってから人と話す機会も少なくなったため生きがいが見出せず, そのストレスを本人にぶつけていることも考えられる。